

令和 8 年度

有田川町一般廃棄物処理実施計画

第 1 章 総則

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度における一般廃棄物処理実施計画を定める。

2. 計画区域

有田川町全域

3. 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日

第 2 章 ごみ処理実施計画

1. ごみの発生量及び処理量の見込み (単位: kg/年)

区分	令和 8 年度
燃えるごみ	4,722,603
燃えないごみ	711,457
粗大ごみ	468,580
プラスチックごみ	277,223
その他資源ごみ	473,487
ごみ総計	6,660,194

2. 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

- (1) ごみ総合案内や特集チラシなどの配布や町ホームページ等で 3R (リデュース・リユース・リサイクル) の啓発の実施
- (2) 町広報により家庭系ごみの減量の啓発の実施
- (3) 事業系一般ごみの発生を抑え減量のための協力の呼びかけ
- (4) 資源ごみ (缶、びん、プラスチック、ペットボトル、古紙、古着、雑がみ、乾電池、使用済小型家電) の分別収集の実施
- (5) 幼児・子供服のリユース事業の実施
- (6) コンポスト容器無料貸与の実施
- (7) 生ごみ処理容器・段ボール容器購入補助の実施

(8) 生ごみ処理機・園芸用電動粉碎機購入補助の実施

(9) ごみ分別学習会の実施

(10) 廃棄物減量等推進員の養成

3. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

分別区分	一般廃棄物の種類	
燃えるごみ	生ごみ類、布・きれ、圧着はがき、写真、紙くず、在宅医療系燃えるごみ（試験紙、紙おむつ、薬の外袋、ガーゼ、脱脂綿） ほか	
燃えないごみ	ガラス、陶磁器、鏡、スプレー缶、皮革製品、鍋などの日用金物、汚れのとれないプラスチック	
資源ごみ	びん	ジュース、コーヒー、洋酒、ジャム、酢などの空き瓶
	缶	ジュース、ビール、缶詰、かつお節などの空き缶
	ペットボトル	ジュース、炭酸飲料、本みりん、しょうゆ、清酒などのペットボトル
	古紙	新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック
	古着	きれいな古着
	雑がみ	さまざまな空き箱、ティッシュの箱、カレンダー、ロールペーパーの芯、包装紙、はがき、コピー用紙など
	プラスチック	食品トレー、ペットボトル以外のプラ容器、お菓子の袋、プラマークの表示があるもの、発砲スチロール
	乾電池	アルカリ電池、マンガン電池、ボタン電池、コイン電池
	充電式電池	リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池
	小型家電	カメラ、パソコン、携帯電話、ゲーム機、電気コード、掃除機、ドライヤー等
在宅医療廃棄物 (燃えないゴミ)	点滴パック（針部分は取り除く）、ストーマ袋など (中身はトイレに流し、中がきれいなもの)、CAPD パック	
粗大ごみ	家具、家電等	
がれき類	土砂、ガラス・陶磁くず類、瓦、れんが、タイル、コンクリート殻	

4. 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 家庭系一般廃棄物の種類別の排出方法、収集回数及び収集運搬の形態

①町が行う収集運搬方法

分別区分		排出方法	排出場所	収集回数	形態
燃えるごみ		町指定燃えるごみ袋に入れる	各地区の集積所場所	週2回	委託
				一部地域週1回	
燃えないごみ		町指定燃えないごみ袋に入れる		月2回	委託
資源ごみ	プラスチック	町指定プラスチック専用資源袋に入れる		週1回	委託
	びん	町指定びん専用資源袋に入れる		吉備地域：月2回	委託
	缶	町指定缶・ペットボトル兼用資源袋に缶だけを入れる		金屋地域：月1回	委託
	古紙	種類別にひもで十字に縛る		清水地域：地区により年2	委託
	古着	ひもで十字に縛る		～6回	委託
	雑がみ	紙袋などに入れ、中身が散乱しないようにひもで縛る		吉備地域：月1回	委託
	ペットボトル	町指定缶・ペットボトル兼用資源袋にペットボトルだけを入れる		金屋地域：月1回	委託
			清水地域：地区により年2		
			～6回		
	乾電池	回収ボックスへ入れる	各地区の乾電池回収ボックス	随時回収	直営
	充電式電池	有田川町各庁舎へ直接持参	環境衛生課・やすらぎ福祉課・建設環境室の窓口	随時回収	直営
	小型家電	電池や蛍光灯などを事前に取り外した後回収ボックスへ入れる	各庁舎等にある小型家電回収ボックス	随時回収	直営
在宅医療廃棄物(燃えないゴミ)		町指定燃えないごみ専用袋へ入れて環境衛生課へ連絡	自宅玄関前	随時回収	直営

粗大ごみ	各地区所定の場所へ排出	各地区の所定の場所	年1回	委託
------	-------------	-----------	-----	----

- ・ 有田川町庁舎、学校、こども園、公民館その他有田川町の関連施設から排出される事業系一般廃棄物は、家庭系一般廃棄物収集運搬体制に支障を及ぼさない範囲で収集するものとする。
- ・ 少量事業系一般廃棄物の特例措置
事業系一般廃棄物で家庭系一般廃棄物に準ずるものについては、家庭系一般廃棄物収集運搬体制に支障を及ぼさない範囲で収集するものとする。
家庭系に準ずる事業系一般廃棄物の排出量は、収集1回についてごみの収集区分に応じ、概ね有田川町指定ごみ袋1袋（40L～45L）、古紙類は、概ね10kgとする。
- ・ 特例措置の排出量を超えるごみの処理
既定の排出量を超えるごみは、事業者自らが処理施設へ運搬を行うか、一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託し、処理施設へ運び込むものとする。

②自己搬入又は一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集運搬方法

自ら処分できないものについては、処理施設に自ら運搬する又は許可業者に依頼する。

③収集運搬を許可している業者

許可業者名	所在地
株式会社古勝	有田川町天満38番地
株式会社アメニティー岡本	有田川町徳田180番地2
雄紀産業	有田川町中井原199番地9
株式会社有田リサイクルサービス	有田川町徳田1693番地1
内田芳弘	有田川町清水943番地
曾和勇次	有田川町徳田885番地1
株式会社武内商店	有田川町明王寺97番地11
株式会社武内運輸	有田川町奥302番地1

(2) 事業系一般廃棄物の排出方法

- ①自ら処分できない場合は、処理施設に自ら運搬する又は一般廃棄物収集運搬業許可業者、一般廃棄物処理業許可業者に依頼する。

分別区分	排出方法	排出場所
燃えるごみ	自己搬入、許可業者に収集運搬を依頼	町の処理施設
燃えないごみ	自己搬入、許可業者に収集運搬を依頼	町の処理施設

粗大ごみ	自己搬入、許可業者に収集運搬を依頼	町の処理施設
その他のごみ	自己搬入、許可業者に収集運搬を依頼	一般廃棄物処理業 許可業者

②一般廃棄物処理を許可している業者

許可業者名	所在地
株式会社古勝	有田川町天満38番地
株式会社武内商店	有田川町明王寺97番地11
株式会社有田リサイクルサービス	有田川町徳田1693番地1

5. 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) ごみ焼却処理施設

名 称	有田周辺広域圏事務組合環境センター
所 在 地	有田川町上中島927番地
処 理 形 式	全連続燃焼式焼却炉
処 理 能 力	50 t / 24 h × 2 炉
竣 工 年 月	平成12年3月

(2) 不燃物処理施設

名 称	有田周辺広域圏事務組合環境センター
所 在 地	有田川町上中島927番地
処 理 形 式	破碎・選別
処 理 能 力	20 t / 5 h
竣 工 年 月	平成12年3月

(3) プラスチック処理施設

名 称	有田川町プラスチック収集場
所 在 地	有田川町庄1041番地1
処 理 形 式	選別・圧縮梱包
処 理 能 力	20 t / 5 h
竣 工 年 月	平成17年1月

(4) 最終処分場

①

名 称	尾岩坂ごみ処分場
所 在 地	有田川町川口441番地
対 象 物	ガラス、陶磁器類、土砂、がれき類

②

名 称	有田周辺広域圏事務組合理立処分施設
所 在 地	有田川町川口427番地

対 象 物	環境センターから排出される不燃残渣
-------	-------------------

第3章 生活排水処理実施計画

1. 生活排水処理人口

区分		人口
1. 計画処理区域内人口		24,665 人
	2. 水洗化・生活雑排水処理人口	18,985 人
	下水道人口	13,328 人
	簡易排水施設人口	39 人
	合併処理浄化槽人口	5,618 人
	3. 水洗化・生活雑排水処理人口（みなし浄化槽人口）	2,754 人
	4. 非水洗化人口	2,926 人
	し尿収集人口	2,926 人
	自家処理人口	0 人
生活排水処理率		77.0%

2. 生活排水の処理主体

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	有田川町
簡易排水施設	し尿及び生活雑排水	有田川町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
みなし浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び生活雑排水	有田周辺広域圏事務組合

3. 生活排水の処理計画

(1) 公共下水道で処理する区域

公共下水道の整備計画区域とする。

(2) 簡易排水施設で処理する区域

簡易排水施設の整備計画区域とする。

(3) 浄化槽による処理を推進する区域

公共下水道、簡易排水施設の整備計画区域を除く有田川町全域を浄化槽による処理の推進区域とする。

4. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

区分	し尿	浄化槽汚泥
収集主体	許可業者	許可業者
収集・運搬量	4, 962 k l	6, 122 k l
収集区域	業者ごとに許可した区域	業者ごとに許可した区域
収集回数	随時	随時
収集方法	個別収集	個別収集
搬入場所	有田周辺広域圏事務組合「クリーンセンター」	

5. 中間処理・処分計画

(1) 中間処理計画

施設名	有田周辺広域圏事務組合「クリーンセンター」
所在地	和歌山県有田郡有田川町大字長谷川1552-137
処理方式	水処理方式：浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式 資源化方式：汚泥助燃剤化方式
処理能力	109 k l/日 (し尿：10 k l/日 ・浄化槽汚泥：99 k l/日)

(2) 再資源化

再資源化方法	発生する汚泥を脱水処理し助燃剤として有田周辺広域圏事務組合環境センターへ搬出する。
--------	---

6. し尿収集等の許可業者

(1) 収集・運搬業

ア し尿

許可業者名	所在地	事業区域
有限会社武田清掃	有田川町金屋863番地9	有田川町内全域
上田衛生	有田川町徳田1218番地3	吉備・金屋地域

イ 浄化槽汚泥

許可業者名	所在地	事業区域
有限会社武田清掃	有田川町金屋 8 6 3 番地 9	有田川町内全域
上田衛生	有田川町徳田 1 2 1 8 番地 3	吉備・金屋地域